

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計画主体	東松島市

東松島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：東松島市産業部農林水産課

所在地：東松島市小野字新宮前 5（東松島市役所鳴瀬庁舎内）

電話番号：0 2 2 5 - 8 2 - 1 1 1 1

FAX 番号：0 2 2 5 - 8 7 - 3 8 3 0

メールアドレス：nourin@city.higashimatsushima.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス） カルガモ、スズメ、ハクビシン、タヌキ、イノシシ、 ニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	宮城県東松島市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、 カルガモ、スズメ	水稲	86千円 10a
ハクビシン、タヌキ	野菜類	94千円 4a
イノシシ	水稲 野菜類	0千円 0a
ニホンジカ	水稲	27千円 2a
カモシカ	水稲 野菜類	0千円 0a
ツキノワグマ	水稲 野菜類	0千円 0a

(2) 被害の傾向

対象鳥獣のうち鳥類は、市内全体に広く分布しているが、被害の状況は、偏りが見られる。カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）とカルガモの被害は、本市の北部と南部に多く、スズメの被害は、棒がけで乾燥を行っている地域に多く見受けられる。特に、カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）は、移植後の稲の引き抜きが非常に目立っており、被害地では、再度の捕植を行わなければいけない状況にある。

また、獣類（ハクビシン及びタヌキ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ等）の被害は、年に数件発生している。特に、イノシシについては、西部地区で増加傾向にあり、農作物を食べる、農用地を荒らすといった被害が増加傾向にある。また、ニホンジカにおいては、稲の引き抜きが発生している。

ツキノワグマについては、農作物を食べる、農用地を荒らすといった被害は報告されていないが西部地区にある小・中学校付近での目撃情報が多く寄せられている。

(3) 被害の軽減目標

カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、スズメ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	86千円	77.4千円
被害面積	10a	9a

ハクビシン、タヌキ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	94千円	84.6千円
被害面積	4a	3.6a

イノシシ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	0千円	0千円
被害面積	0a	0a

ニホンジカ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	27千円	24.3千円
被害面積	2a	1.8a

カモシカ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	0千円	0千円
被害面積	0a	0a

ツキノワグマ

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	0千円	0千円
被害面積	0a	0a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>鳥類については、宮城県猟友会石巻支部へ、年1回（秋の収穫前）2日間、銃猟による駆除を依頼している。宮城県猟友会石巻支部の東松島地区分隊は13名で構成している。</p> <p>ハクビシン及びタヌキについては、市で箱わな12基を用意し、捕獲許可と同時に貸与している。</p> <p>また、被害防止策、被害があった場合の対応方法をホームページや市報において啓発している。</p>	<p>駆除隊員数の減少と高齢化により、駆除の実施が困難になりつつあるため、新たな担い手や若手の猟友会入会のための支援策を講ずる必要性がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	なし	なし
生息環境管理その他取組	<p>生息地（寝床）、行動範囲の把握による効率的な捕獲及び被害防止に関する普及啓発を実施した。</p> <p>令和6年度に簡易監視カメラを購入し、効果的な捕獲及び被害防止対策に取り組んだ。</p>	なし

(5) 今後の取組方針

<p>カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ及びスズメの猟銃による駆除を継続するとともに、駆除隊員数の維持のための支援策を講じる。</p> <p>ハクビシン及びタヌキ対策として、市民による捕獲率の向上を目指し、成功例の情報収集を行い、市民へハクビシン及びタヌキの生態に関することや被害防止の取組例等の情報提供を行う。</p> <p>イノシシ、ニホンジカ、カモシカ及びツキノワグマ等の対策として、市民個人による自主防衛意識の向上、地域（集落）としての取組（現状把握や被害対策の取組、分析等）課題整理を推進し、地域（集落）と共に被害対策（放任果樹の除去、緩衝帯の設置）を実施する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

被害報告により、鳥類については、東松島市農作物病虫害防除協議会から、宮城県猟友会石巻支部へ対象鳥獣の駆除を依頼し、宮城県猟友会石巻支部では、猟銃による駆除を実施することとしている。また、ハクビシン及びタヌキについては、市民からの申請により市が箱わなを貸出し、市民が実施することとしている。

なお、イノシシ、ニホンジカについては、近年増加傾向にある被害であるため、市内農業者が自主防衛策を講じることを前提とし、地域（集落）としての取組みを推進し、宮城県猟友会石巻支部の協力を得ながら捕獲する。

ツキノワグマについては、近年目撃情報が増加傾向にあるため、目撃情報箇所のパトロールを実施し、現場状況等を確認しながら必要に応じ捕獲する（緊急銃猟を含む）。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7～9	カラス(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、カルガモ、スズメ	駆除隊員数の維持に向けた支援策の実施
7～9	ハクビシン、タヌキ	捕獲員養成のための技術講習会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲計画数については、毎年度の捕獲実績及び被害状況を基に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	250	250	250
カルガモ	250	250	250
スズメ	250	250	250
ハクビシン	10	10	10
タヌキ	10	10	10
イノシシ	20	20	20
ニホンジカ	5	5	5
ツキノワグマ	2	2	2

捕獲等の取組内容
カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ及びスズメは、猟銃による駆除を年1回（9月）実施する。 ハクビシン及びタヌキは、年間を通じ、箱わなの貸し出しによる捕獲を推進する。 イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマは、被害の実態に応じてくくりわなや箱わなを用いて捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
緊急銃猟が必要であり、かつハンターの確保が整った場合に活用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
東松島市全域	イノシシ、ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
該当なし	—	—	—

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7～9	カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カルガモ、スズメ	生息地（寝床）、行動範囲の把握による効率的な捕獲計画
7～9	ハクビシン タヌキ	被害防止に関する普及啓発を行う（農地の放任果樹の除去、環境整備などの指導）
7～9	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ	生息地（寝床）、行動範囲の把握による効率的な捕獲計画

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東松島市産業部農林水産課	出没及び状況の把握、関係機関への連絡
宮城県猟友会石巻支部	被害情報の収集、有害鳥獣捕獲の実施
石巻警察署	被害防止対策等情報提供及び指導助言
宮城県東部地方振興事務所	被害防止対策等情報提供及び指導助言

(2) 緊急時の連絡体制

東松島市産業部農林水産課 電話番号 0225-82-1111

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲後の鳥類は、猟友会隊員により埋設処理とする。 ハクビシン及びタヌキについては、捕獲者による処理とする。 イノシン、ニホンジカ及びツキノワグマについては、市が指定した場所で埋設処理する。</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東松島市農作物病害虫防除協議会
構成機関の名称	役割
東松島市産業部農林水産課	出没及び被害状況の把握、捕獲等申請、被害防止対策指導等、捕獲等許可、保護の観点からの指導等、構成機関との連携協力、人的被害防止対策等
いしのまき農業協同組合	事業実施における指導
宮城県農業共済組合	事業実施における指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東松島市農業委員会	事業実施における指導
宮城県自然保護員	生息状況等の分析、被害防止対策の指導
石巻地区森林組合	被害防止対策等情報提供及び指導助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の被害状況等により検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--